

押印廃止の お知らせ



～手続きがもっとスムーズに!～

皆さまにより便利で効率的な手続きをご提供するため、
静岡県では、**押印を廃止**しました。

押印廃止の対象

建築基準法施行規則	確認済証 等
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則	長期使用構造等である旨の確認書 等
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則	認定通知書 等
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	低炭素建築物新築等計画認定通知書 等
建築物省エネ法施行規則	適合判定通知書 等

書面の内容についての連絡先

焼津市役所 建築住宅課 建築審査担当
TEL:054-626-2161

※このチラシは、確認済証等と一緒に保管してください。